

平成 25 年度

包括外部監査の結果報告書の概要

基金の管理と運用について

神戸市包括外部監査人

公認会計士 森村圭志

目 次

第1編 外部監査の概要の要約	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 監査対象期間	2
5. 監査の視点	2
6. 主な監査手続	2
7. 監査対象部署	3
8. 監査実施期間	3
9. 外部監査人補助者	3
10. 利害関係	3
第2編 外部監査の結果等の要約	4
【1】重要な監査の結果及び意見の要約	4
（1）基金そのもののあり方の見直しについて	4
（2）基金を活用した事業の実施について	6
（3）基金の運用について	7
（4）適切な事務処理について	10
【2】監査の結果及び意見の一覧表	13

第1編 外部監査の概要の要約

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び神戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

「基金の管理と運用について」

3. 事件を選定した理由

神戸市が保有する基金の平成24年度末残高は、神戸市公債基金2,154億円をはじめとする32基金3,511億円である（一般会計、特別会計のほか、公営企業会計の保有する4基金813億円を含む。また基金から一般会計等への貸付である繰替運用（注1）294億円を含む）。これは、平成23年度末（注2）の市の全会計（普通会計のほか公営企業会計を含む）の資産総額から公共資産額を除いた額（1兆5,353億円）の23%に当たり、その金額的重要性は極めて高い。

これら各基金の管理、運用が適切かつ有効に実施されているか、過去に設置された基金の現状における意義や規模等について再検討をすることは、市の財政の健全性を高める上で有用であると判断した。

また、上記基金のうち、水道事業基金、交通事業基金を除く30基金3,256億円については、各所管局の提出する運用計画に基づき行財政局が運用を行っている。水道事業基金、交通事業基金は各所管局が運用を行っている。各所管局の提出する運用計画は各基金の資金需要予定に基づいているかという観点、及び複数部署が基金の運用を行っていることから、その運用手法や経験の共有が十分にされているかどうかという観点から運用手法を検証することも運用の効率性を高める上で有用であると考え、これを特定の事件として選定した。

（注1）繰替運用とは、会計年度を越えて基金から一般会計等が借入れを行うことをいう。

（注2）市では、資産及び債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めることを目的に、制度会計外ではあるが、平成20年度決算から「新地方公会計制度研究会報告書」に定める「総務省方針改定モデル」に基づき、普通会計、市全体（普通会計＋公営事業会計）及び連結（市全体＋市の出資法人等）を対象として、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4財務書類を作成している。平成24年度の上記4財務書類は未作成であるため、ここでは、平成23年度の市全体の貸借対照表データを使用している。

4. 監査対象期間

平成 24 年度。ただし、必要に応じて平成 23 年度以前及び平成 25 年度も監査対象とした。

5. 監査の視点

市が保有する各基金に関する財務事務の執行（管理及び運用）について、法令等への準拠性、有効性、効率性の視点を中心に、以下の事項を監査の視点とした。

- ① 基金の管理に係る財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか
- ② 基金の運用に係る財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか
- ③ 基金の事業への充当が、設置条例の目的等に照らして有効かつ効率的に行われているか
- ④ 基金の運用は効率的に行われているか

6. 主な監査手続

- ① 各基金の所管部署に、監査人作成の所定の調査票（この様式に基づき整理したものは、本報告書において「基金の概要」として取りまとめている）への記入を依頼した上で、当該調査票に基づき担当者へ質問し、関係書類の閲覧を行うことで、各基金の概要を把握した。
- ② 調査票に記載された平成 24 年度中の基金の増減内容を把握するとともに、その中からサンプルを抽出し、基金の増加が関係法令、条例、規則等に準拠して適切に処理されているか、また、基金の事業への充当が、設置条例の目的等に照らして適切に行われているかを担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合により確かめた上で、その有効性について検討した。
- ③ 平成 24 年度末（平成 25 年 3 月 31 日）現在の各基金の残高の実在性を確かめるため、預金残高及び有価証券残高について金融機関への残高確認を実施するとともに、それ以外の形態の残高については、必要に応じて台帳等関係書類との照合を実施した。
- ④ 平成 24 年度末（平成 25 年 3 月 31 日）現在において残高がなく、かつ平成 24 年度中に増加及び減少がない基金、補てん財源的に活用さ

れている基金を中心に、今後の基金に関する活用又は運用計画が適切に立案されているか、担当者に質問し関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

- ⑤ 平成 24 年度末（平成 25 年 3 月 31 日）残高に含まれる各基金の繰替運用について、地方自治法 241 条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなっていないか、財源充当の対象となる事業の内容、繰戻しの方法、期間及び利率等の情報及び必要なものについては適正化を図っているかについて、担当者に質問し関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

7. 監査対象部署

各基金の管理及び運用に係る以下の所管部署。

市長室、会計室、行財政局、市民参画推進局、保健福祉局、環境局、産業振興局、建設局、都市計画総局、みなと総局、水道局、交通局、教育委員会事務局

8. 監査実施期間

平成 25 年 7 月 17 日から平成 26 年 1 月 20 日まで

平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 7 月 16 日までの期間については、包括外部監査のテーマ選定のための検討を行った。

9. 外部監査人補助者

公認会計士 10 名

公益社団法人証券アナリスト協会検定会員 1 名

公認会計士試験合格者 1 名

10. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 編 外部監査の結果等の要約

【 1 】 重要な監査の結果及び意見の要約

(1) 基金そのもののあり方の見直しについて

① 基金の廃止を検討すべき【意見】

効果的な事業を行える規模ではない基金、長期間にわたり利用実績のない基金については、廃止を検討すべきである。

報告書における 記載箇所 (第 3 編第 2 各論)	基金名	平成 24 年度 末残高 (千円)	摘要
【 8 】	神戸市しあわせの村 運営等基金	68,564	効果的な事業を行える 規模ではない
【11】	神戸市消費者訴訟資 金貸付基金	10,000	設置当初から利用実績 なし
【16】	神戸市長寿社会対策 等基金	32,179	10 年超利用実績なし

(注) 千円未満四捨五入。

② 基金の必要性を検討すべき【意見】

基金残高が数年で枯渇する可能性があり、長期にわたり基金を利用して効果的な事業を実施出来る状態ではないと思われる基金については、必要な事業ならば一般会計で予算を確保して実施するべきであり、基金により事業を実施する必要性はないことから、基金の必要性を改めて検討すべきである。

報告書における 記載箇所 (第 3 編第 2 各論)	基金名	平成 24 年度末残高 (千円)
【32】	神戸市市民スポーツ振 興等基金	30,977

(注) 千円未満四捨五入。

③ 積立基金の今後のあり方について改廃も含め検討すべき【意見】

企業債の償還財源という目的の積立基金部分は、平成 28 年度に予定されている企業債の満期一括償還の財源として使用されると、基金の残高が大きく減少することから、将来の基金のあり方をその改廃も含め現時点から検討すべきである。

報告書における 記載箇所 (第3編第2各論)	基金名	平成24年度末残高 (千円)
【24】	神戸市下水道事業基金	7,888,985

(注) 千円未満四捨五入。

④ 基金の統合を検討すべき【意見】

基金の目的が類似するほかの基金へ統合することで、規模の拡大により有効活用の可能性が広がることを期待できる。また事務の効率化も図れることから、ほかの基金への統合を検討すべきである。

報告書における 記載箇所 (第3編第2各論)	基金名	平成24年度末残高 (千円)
【7】	神戸市被災てん補基金	285,127
【19】	神戸市環境保全基金	1,064,339
【20】	神戸市リサイクル基金	42,366

(注) 千円未満四捨五入。

⑤ 「財源不足の場合の財源充当」を定める条項の乱用を避けるため、同条項の明確な運用ルールを策定すべき【意見】

下記の各基金条例に記載されている、基金の設置目的のうち「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てるため」については、もともと基金条例に定められていたものもあるが、大半は阪神・淡路大震災の復興財源として基金の財産を活用するために震災後に加えられた条項であり、基金設置の本来の趣旨とは異なる。

基金設置の趣旨と異なるが、阪神・淡路大震災のような非常時に限り、基金を復興財源として活用するため当該条項を設置した点は理解できる。しかし、現状の「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てるため」という表現では、当該条項を乱用して、無制限に基金を取り崩すリスクがある。

財政の健全化を目的とした基金には財政調整基金があることから、今後は財政調整基金を充実させ活用していくべきであり、各基金条例に定められている当該条項については、例えば「経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合」はどのような場合かを明記した運用規程を策定する等により、当該条項の乱用をさけるべく運用ルールを明確にすべきである。

報告書における 記載箇所 (第3編第2各論) (注1)	基金名	平成24年度末残高 (千円)
【2】	神戸市留学生支援等基金	1,178,364
【3】	神戸市都市整備等基金	25,143,239
【8】	神戸市しあわせの村運営等 基金	68,564
【15】	神戸市市民福祉振興等基金	2,324,759
【16】	神戸市長寿社会対策等基金	32,179
【23】	神戸市公園緑地事業等基金	844,754
【25】	神戸市まちづくり等基金	3,260,762
【27】	神戸市ハーバーランド運営 等基金	1,214,320
【32】	神戸市市民スポーツ振興等 基金	30,977

(注1) 報告書第3編第2各論において、当該意見を記載しているのは【3】神戸市都市整備等基金のみである。

(注2) 千円未満四捨五入。

(2) 基金を活用した事業の実施について

① 中長期的視点による基金の有効活用策を検討すべき【意見】

「環境の保全及び快適な環境に資する」という設置目的からは、当該基金は中長期的視点で実施する事業に充当するものであると考えられる。補正予算の財源という当初予算不足分に充てている部分については、中長期的視点で実施する事業の計画を策定した上で財源として活用するか、すでに中長期的視点をもって実施している事業への充当を検討するなど、基金の有効活用策を検討することが望まれる。

報告書における 記載箇所 (第3編第2各論)	基金名	平成24年度末残高 (千円)
【19】	神戸市環境保全基金	1,064,339

(注) 千円未満四捨五入。

② 基金充当事業の範囲の拡大を検討すべき【意見】

勤労者福祉共済事業（特別会計）で保有する基金については、同事業の事業規模の約2.5倍の残高となっている。一方で、同特別会計へは一般会計からの繰入があることから、基金を有効に活用するために、基金充当事業の範囲の拡大を検討すべきである。

報告書における 記載箇所 (第3編第2各論)	基金名	平成24年度末残高 (千円)
【10】	神戸市勤労者福祉共済 基金	920,855

(注) 千円未満四捨五入。

③ 基金活用のために運用収益の積立分の取崩を検討すべき【意見】

現状では取崩方針が定められておらず、基金に積み立てられたままと
なっている過去からの運用による収益額について、基金の有効活用を図る
ために、今後は取崩方針を定め有効活用を図ることを検討すべきである。

報告書における 記載箇所 (第3編第2各論)	基金名	平成24年度末 残高(千円)	うち平成24 年度運用益 (千円)
【30】	神戸市水道事業基金	21,890,669	237,478
【33】	神戸市大学奨学金基金	283,727	789

(注) 千円未満四捨五入。

(3) 基金の運用について

① 資産運用を効率的に行うよう検討すべき【意見】

過去5年間における基金の取崩額に比して、必要以上に別段預金または
普通預金(決済用預金)として保有している基金が散見される。これらの
基金については、仮に債券等による運用を行っていた場合に比較して運用
が非効率となってしまっていると考えられる。各所管局は、基金について
中長期の資金需要予測を行い、債券等による運用を検討すべきである。そ
のために、所管局は、市全体の資金運用を行っている行財政局財務課に、
適切な運用計画を提出する必要がある。

報告書における 記載箇所 (第3編第2各論)	基金名	平成24年度末 残高(千円)	うち 預金残高(注2) (千円)
【1】	基金の運用について		
【2】	神戸市留学生支援等 基金	1,178,364	40,254
【9】	神戸市勤労福祉事業 基金	871,163	171,142
【14】	神戸市民間社会福祉 事業従事職員福祉厚 生基金	75,968	36,065

【18】	神戸市介護給付等準備基金	4,927,979	4,927,979
【19】	神戸市環境保全基金	1,064,339	257,940
【20】	神戸市リサイクル基金	42,366	42,366
【24】	神戸市下水道事業基金	7,888,985	1,384,164
【25】	神戸市まちづくり等基金	3,260,762	3,260,762
【26】	神戸市営住宅敷金等積立基金	6,151,954	3,946,464
【28】	神戸市港湾事業基金	47,921,408	43,503,740
【33】	神戸市大学奨学金基金	283,727	14,935
【34】	神戸市子ども交流支援基金	480,111	80,269
	合 計	74,147,127	57,666,081

(注 1) 千円未満四捨五入。

(注 2) 【9】神戸市勤労福祉事業基金のみ普通預金（決済用預金）として保有している。その他の基金は全て別段預金として保有している。

② 繰替運用の実態に応じた処理を行うべき【意見】

市によると、過去には、繰替運用は財源充当の対象となる事業の内容を精査のうえ、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、健全な財政運営と基金の保全、活用が図られるよう、運用の都度、個々の基金の設置目的などに照らして各基金所管部局が判断を行ってきたとのことである。しかし、「地方自治法第 241 条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図る」という総務省の方針を受け、現在では、所要額を該当年度に一括して取り崩して財源充当することが、会計年度独立の原則などの法の趣旨により適った対応であると考えており、一般会計における繰替運用は平成 18 年度の市民福祉振興等基金、特別会計では平成 20 年度の市営住宅敷金等積立基金を最後に実施しておらず、基金の活用としては、すべて基金取崩により対応している。なお、企業会計における繰替運用は港湾事業会計においては平成 22 年度を最後に行っていないが、交通事業会計においては繰替運用は現在も行われている。

過去に実施した繰替運用が残っている基金については、設置条例上必要に応じて繰替運用を行うことが認められており、基金条例に反するもので

はないが、会計年度独立の原則などの趣旨に鑑みて規律ある財政運営上好ましくないことから、貸付先である一般会計等から基金へ償還を受け、繰替運用の状態を解消し適正化が進められているところである。

但し、現状、繰替運用として処理されている下記の 3 基金については、その使用状況からは本来の基金設置目的に適うものと判断できることから基金の目的取崩として処理すべきである。

報告書における 記載箇所 (第3編第2各論)	基金名	平成24年度末 残高(千円)	うち 繰替運用残高 (千円)
【1】	基金の運用について		
【19】	神戸市環境保全基金	1,064,339	68,557
【28】	神戸市港湾事業基金	47,921,408	4,417,668
【31】	神戸市交通事業基金	3,561,463	3,412,608

(注) 千円未満四捨五入。

③ 繰替運用の事実を積極的に情報開示すべき【意見】

議会に提出される決算書類のひとつである「財産に関する調書」には債権としての残高が記載されているのみであり、繰替運用(注1)についての詳細な記載はない。実態に応じた情報開示を行うという観点からは、年度末現在の繰替運用残高について、「財産に関する調書」において、貸付年度、貸付の目的、利率、償還期限、償還の状況(償還期限の延長を含む)、残高等の情報を積極的に開示すべきと考える。

なお、繰替運用の償還期限延長を行う場合は、予算書に計上されず、所管局長決裁により実施可能であるため、より積極的に情報開示すべきであると考える。

(注1) 過去に実施した繰替運用の残高である。

報告書における 記載箇所 (第3編第2各論)	基金名	平成24年度末 残高(千円)	うち 繰替運用残高 (千円)
【1】	基金の運用について		
【5】	神戸市公債基金	215,408,336	17,188,892
【15】	神戸市市民福祉振興 等基金	2,324,759	45,649 (注3)
【26】	神戸市営住宅敷金等 積立基金	6,151,954	2,205,490

(注2) 千円未満四捨五入。

(注3) 神戸市市民福祉振興等基金の繰替運用残高のうち、しあわせの村省エネルギー化改修事業のための繰替運用残高である。

④ 適用要件に疑義のある外郭団体に対する繰替運用【結果】

サン舞子マンション事業が恒常的赤字運営に陥っていた状況、昭和 58 年に購入した土地建物の価格がバブル崩壊後は大暴落している状況、サン舞子マンション事業が売却された状況、裏付けとなる根拠に乏しい資金償還計画の状況等を総合的に判断して、償還計画の実行可能性には懸念がある。このことから、平成 17 年の 256,000 千円、平成 18 年の 1,100,000 千円の繰替運用の実施及び平成 15 年及び平成 25 年 4 月の 845,000 千円の繰替運用の償還期限延長については、神戸市市民福祉振興等基金条例第 4 条（「市長は、基金設置目的を達成するため、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる」）の要件、すなわち、「確実な繰戻しの方法」という点に疑義がある状態となっているため、早期に「確実な繰戻しの方法」に疑義がある状態を解消する必要がある。

報告書における記載箇所 (第 3 編第 2 各論)	基金名	平成 24 年度末 残高 (千円)	うち 繰替運用残高 (千円)
【15】	神戸市市民福祉振興 等基金	2,324,759	2,040,000 (注 2)

(注 1) 千円未満四捨五入。

(注 2) 神戸市市民福祉振興等基金の繰替運用残高のうち、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会への貸付けのための繰替運用残高である。

(4) 適切な事務処理について

① 会計記録と残高証明書との照合を実施することが望ましい【意見】

一般会計、特別会計（水道事業会計および交通事業会計を除く）では、定期預金については、預託時に、預託に関する決裁書類と預金証書との照合を行い、一方、別段預金については、毎日、会計記録と銀行が発行する「指定金融機関出来高日計表並びに一時借入残高報告書」との照合を行っている。

しかし、一般会計、特別会計（水道事業会計および交通事業会計を除く）は預金残高及び有価証券残高について定期的な金融機関への残高確認（会計記録と金融機関発行の残高証明書との照合）は実施していない。

財産保全の観点からは少なくとも年に一度はすべての預金及び有価証券について会計記録と証拠力の高い金融機関が発行する残高証明書との照合により実在性の確認を実施することが望ましい。

報告書における記載箇所（第3編第2各論）	
【1】	基金の運用について

② 実質的回収不能債権の不納欠損処理について【意見】

以下の基金には平成24年度現在では新規の貸付は行っておらず、過去に貸し付けた貸付金の回収事務を行っている。貸付金の回収状況は以下のとおりである。

報告書における記載箇所 (第3編第2各論) 記載箇所	基金名	平成24年度末 貸付金残高 (千円)(注1)	回収状況等
【1】	基金の運用について		
【10】	神戸市勤労者福祉共済基金	7,940	6,346千円(注2)は平成5年度以前の調定の滞納債権であり、消滅時効期間が経過していることから、実質的に回収不能と判断しているとのことである。
【24】	神戸市下水道事業基金	89,911	貸付金は汲み取り便所の水洗化資金の貸付であり、うち納期限が未到来の金額1,839千円を除く残りの88,071千円が平成24年度末の未回収の貸付金である。時点は異なるが、平成25年5月の市の集計によると、調定額87,858千円のうち、回収は困難と考えられる居所不明、破産、消滅時効期間を経過したものが77,321千円である。
合 計		97,851	

(注1) 千円未満四捨五入。

(注2) 基金貸付金残高7,940千円との差異1,544千円については、報告書第3編第2各論【10】

(2) ①基金の貸付金残高と貸付金台帳残高の相違【結果】を参照。

上記の基金には回収見込みのない債権が存在する。債権の回収見込みのない債務者に対して漫然と督促を続けるなどして債権管理を継続することは、事務の滞留を招き債権管理の効率化の阻害要因になりかねない。

そこで、市の財産管理の効率化のためには、回収見込みのない債権、すなわち実質的に回収不能と判断する債権については不納欠損処理を進めることが不可欠である。

具体的には、「①私債権について時効の援用があったときや、法的な手続(注3)が完了したことにより、債権が消滅した場合」及び「②債権は存在するが、法律上又は事実上の理由により、徴収が不能若しくは著しく困難であると認められる場合(注4)」には不納欠損処理が必要であると考え。不納欠損処理の手続として、②においては債権放棄の議会の議決、免除・債権放棄の条例制定の手続が必要である。

市は不納欠損処理すべき債権額を確定し、速やかに適切な手続を実施すべきである。そのために市は、実質的に回収不能と判断される債権について、機動的に不納欠損処理を行うための仕組みの整備を検討すべきと考える。

(注 3) 法人の破産、民事再生、会社更生、特別清算等。ただし、市においては、例えば民事再生の場合は、再生計画に同意するかという局面において議会の議決は必要となり、①すべての場合において、議会の議決の手続が不要とはいえない。

(注 4) 破産免責を受けた債権、民法の消滅時効期間を経過した債権、債務者の財産状態が極端に悪く、事実上、徴収不能若しくは徴収困難な場合等

(参考文献：自治体のための債権管理マニュアル 東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム 編)

【2】監査の結果及び意見の一覧表

(注)◎は、概要版第2編【1】重要な監査の結果及び意見の要約及び意見の要約のみに記載していることを示す。
○は、報告書第3編第2各論のみに記載した事項である。なお、表の基金名は、「神戸市の記載を省略している。

報告書における記載事項 (第3編第2各論の記載箇所)	基金の運用について	基金名	基金番号
報告書における記載事項 (第3編第2各論の記載箇所)	基金の運用について	留學生支援等基金	[1] [2] [3] [4] [5] [6] [7] [8] [9] [10] [11] [12] [13] [14] [15] [16] [17] [18] [19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	都市整備等基金	[3] [4] [5] [6] [7] [8] [9] [10] [11] [12] [13] [14] [15] [16] [17] [18] [19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	財政調整基金	[4] [5] [6] [7] [8] [9] [10] [11] [12] [13] [14] [15] [16] [17] [18] [19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	公債基金	[5] [6] [7] [8] [9] [10] [11] [12] [13] [14] [15] [16] [17] [18] [19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	被災てん補基金	[7] [8] [9] [10] [11] [12] [13] [14] [15] [16] [17] [18] [19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	労働者福祉共済基金	[9] [10] [11] [12] [13] [14] [15] [16] [17] [18] [19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	労働者福祉事業基金	[9] [10] [11] [12] [13] [14] [15] [16] [17] [18] [19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	労働者福祉共済基金	[9] [10] [11] [12] [13] [14] [15] [16] [17] [18] [19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	消費訴訟資金貸付基金	[11] [12] [13] [14] [15] [16] [17] [18] [19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	市民文化振興基金	[12] [13] [14] [15] [16] [17] [18] [19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	同和更生資金貸付基金	[13] [14] [15] [16] [17] [18] [19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	福利厚生基金	[14] [15] [16] [17] [18] [19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	市民福祉振興等基金	[15] [16] [17] [18] [19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	早寿社会対策等基金	[16] [17] [18] [19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	国民健康保険財政安定化基金	[17] [18] [19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	介護給付費等準備基金	[18] [19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	環境保全基金	[19] [20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	リサイクル基金	[20] [21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	農業共済事業基金	[21] [22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
	基金の運用について	土地改良等基金	[22] [23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]
基金の運用について	公園緑地事業等基金	[23] [24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]	
基金の運用について	下水道事業基金	[24] [25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]	
基金の運用について	まちづくり等基金	[25] [26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]	
基金の運用について	市営住宅敷金等積立基金	[26] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]	
基金の運用について	ハーバードランド運営等基金	[27] [28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]	
基金の運用について	港湾事業基金	[28] [29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]	
基金の運用について	新都市整備事業基金	[29] [30] [31] [32] [33] [34] [35]	
基金の運用について	水道事業基金	[30] [31] [32] [33] [34] [35]	
基金の運用について	交通事業基金	[31] [32] [33] [34] [35]	
基金の運用について	市民スポーツ振興等基金	[32] [33] [34] [35]	
基金の運用について	大学奨学金基金	[33] [34] [35]	
基金の運用について	子ども交流支援基金	[34] [35]	
基金の運用について	置塩こども育成基金	[35]	

(注)◎は、概要版第2編【1】重要な監査の結果及び意見の要約及び報告書第3編第2各論において記載した事項である。
○は、報告書第3編第2各論にのみ記載した事項である。なお、表の基金名は、「神戸市の記載を省略している。

報告書における記載事項 (第3編第2各論の記載箇所)	基金の運用について	[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]	[7]	[8]	[9]	[10]	[11]	[12]	[13]	[14]	[15]	[16]	[17]	[18]	[19]	[20]	[21]	[22]	[23]	[24]	[25]	[26]	[27]	[28]	[29]	[30]	[31]	[32]	[33]	[34]	[35]			
指前事項(結果及び意見)	基金に属する土地について																																						
	事業課による買戻しの遅れている土地について	意見																																					
	未利用土地の有効活用を検討すべき	意見																																					
	適切な事務処理について																																						
	財産に関する調書の基金決算年度末現在高と実際残高の不一致(預金、有価証券)	結果	○																																				
	会計記録と残高証明書との照合を実施することが望ましい(預金、有価証券)	意見	◎																																				
	預金証書の保管体制を強化することが望ましい	意見	○																																				
	公金管理委員会に外部専門家の出席を求め、意見を聞くこと	意見	○																																				
	業務マニュアルの作成を行うことが望ましい	意見	○																																				
	実質的回収不能債権の不納欠損処理について	意見	◎																																				
	内用に基づいた会計処理を適時に行うべき	結果											○																										
	基金の貸付金残高と貸付金台帳残高の相違	結果											○																										
	基金の取崩にかかる振替決議にかかる起案文の不備	結果											○																										
	資金移動を遅滞無く行うべき	結果											○																										
	基金台帳の未更新	結果											○																										
	基金土地が公有財産土地にも二重計上されるリスクへの対応	意見																																					
	基金積立額システム登録についてダブルチェックを行うべき	意見																																					